ダイアデント歯科用ゲル５％
〔齲蝕抑制剤〕
パトラー　フローデンフォームＡ
酸性２％

パトラー　フローデンフォームＮ
弗化ソーダ液
弗化ナトリウム液「ネオ」
フルオール液歯科用２％

フルオール・ゼリー歯科用２％
2%1g

○厚生労働省告示第五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第一区分番号Ｉ００２の注６及び区分番号Ｉ００２―２の注５に係る規定は平成二十八年七月一日から適用し、区分番号Ｈ００１の注６、区分番号Ｈ００１―２の注６及び区分番号Ｈ００２の注６に係る規定は平成二十八年十月一日から適用し、区分番号Ｃ００２の注８及び区分番号Ｃ００２―２の注８に係る規定、別表第二区分番号Ｃ０００の注13に係る規定並びに別表第三区分番号００の注３に係る規定は平成二十九年四月一日から適用し、別表第一区分番号Ｂ００１―３―２の注１のただし書に係る規定は平成二十九年七月一日から適用し、この告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号Ｂ００８の１に係る規定については、この告示による改正後の診療報酬の算定方法別表第一区分番号Ａ２４４の２に規定する診療料を算定する患者を除き、平成二十八年九月三十日までの間、なおその効力を有するものとする。

平成二十八年三月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一
医科診療報酬点数表
［目次］
第１章　基本診療料
　第１部　初・再診料
　　第１節　初診料
　　第２節　再診料
　第２部　入院料等
　　第１節　入院基本料
　　第２節　入院基本料等加算
　　第３節　特定入院料
　　第４節　短期滞在手術等基本料
第２章　特掲診療料
　第１部　医学管理等
　第２部　在宅医療
　　第１節　在宅患者診療・指導料
　　第２節　在宅療養指導管理料
　　　第１款　在宅療養指導管理料
　　　第２款　在宅療養指導管理材料加算
　　第３節　薬剤料
　　第４節　特定保険医療材料料
　第３部　検査
　　第１節　検体検査料
　　　第１款　検体検査実施料
　　　第２款　検体検査判断料
　　第２節　削除
　　第３節　生体検査料
　　第４節　診断穿刺・検体採取料
　　第５節　薬剤料
　　第６節　特定保険医療材料料
　第４部　画像診断
　　第１節　エックス線診断料
　　第２節　核医学診断料
　　第３節　コンピューター断層撮影診断料
　　第４節　薬剤料
　　第５節　特定保険医療材料料
　第５部　投薬
　　第１節　調剤料
　　第２節　処方料
　　第３節　薬剤料
　　第４節　特定保険医療材料料
　　第５節　処方せん料
　　第６節　調剤技術基本料
　第６部　注射
　　第１節　注射料
　　　第１款　注射実施料
　　　第２款　無菌製剤処理料
　　第２節　薬剤料
　　第３節　特定保険医療材料料